


平成 27 年 4 月 27 日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会 社 名  株式会社 ナガホリ

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証第 2 部)

問合せ先 常務取締役管理本部長 田端 馨

(TEL. 03-3832-8266)

## 「内部統制システムに関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 27 日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、改定後の内容は下記のとおりであります。

### 記

当社および当社グループでは、企業の社会的責任を果たすにはコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であるとの認識のもと、各ステークホルダー（利害関係人）の皆様と健全で良好な関係を維持しつつ、業務の適正、財務報告の信頼性を確保するとともに、関連法規・定款を遵守する経営を実現してまいります。

そのため、以下の内部統制に向けた管理体制の確立を図ります。

1. 取締役・従業員の職務の執行が法および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。
  - (2) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運営状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
  - (3) 内部統制を統括する部門の配置により、内部統制システムの計画・整備を行なうとともに、内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、問題点の把握を行いその対策を具体化します。
  - (4) 当会社の事業に適用される法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底することにより、役員及び従業員のコンプライアンス意識の維持・向上を図り、法的要求事項を遵守する基盤を整備します。
2. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
  - (1) 定例の取締役会を毎月 1 回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行ないます。
  - (2) 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常務会を開催し、業務執

行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行ないます。

- (3) 社長以下取締役をメンバーとする経営戦略会議を設け、絞り込んだテーマについて、議論を行ないます。
- (4) 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保します。
- (5) 業務の簡素化、組織のスリム化および IT の適切な利用を通じて業務の効率化を推進します。

### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- (1) 文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存します。
- (2) 取締役および監査役が、常時これらの文書等を閲覧できる体制を整備します。

### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関する規程を整備し、平時における事前予防体制を整備します。
- (2) 経営に重大な影響を及ぼす不測事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行なうとともに、再発防止策を講じます。

### 5. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- (1) 取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する監査役スタッフとして適切な人材を配置します。
- (2) 監査役スタッフは他部署の使用人を兼務せず、専ら監査役の指揮命令にしたがわなければならないものとします。
- (3) その人事については、取締役と監査役が意見交換を行います。

### 6. 取締役および従業員、子会社取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役の職務の効率的な遂行のため、取締役および従業員は、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果について監査役に報告します。
- (2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査役に報告します。
- (3) 監査役への報告は、誠実にもれなく行なうことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行ないます。
- (4) 子会社の取締役、監査役、従業員は当社取締役および従業員と同様の報告を行う体制を構築します。
- (5) 監査役への報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないよう周知のうえ報告者の保護を徹底した通報・相談システムを充実します。

#### 7. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保する体制

- (1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持ちます。
- (2) 取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行なえるよう協力します。
- (3) 取締役は、監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。
- (4) 取締役は、監査役の子会社を含む職務執行について生じる適正な費用につき、職務執行に支障がでない体制を確保します。

#### 8. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社との緊密な連携のもとに業務の適正維持・向上に努めます。
- (2) グループ連絡会を毎月 2 回開催し、子会社の取締役、従業員の業務執行状況の報告を受けます。
- (3) 当社の規程に基づき子会社の経営指導、管理を行い、損失の危険の管理を行います。
- (4) 子会社の自主性を尊重しつつ事業内容について定期的に情報交換を行い、子会社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われる体制の確保に努めます。
- (5) 内部統制を統括する部門は、内部管理規程に則り子会社の内部監査を実施し、問題点の把握を行いその対策を具体化します。

#### 9. 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社及び当社グループは、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもち、不当な要求や取引に応じたりすることのないよう毅然とした対応、姿勢をとります。その整備として、当社及び当社グループは、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生した時は、関係行政機関や当社顧問弁護士と緊急に連絡をとり組織的に対処できる体制を構築します。

#### 10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループは、金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、代表取締役社長の指示の下、財務諸表にかかる内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、その適合性を確保します。

以上